

日行連発第495号
平成21年8月25日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次

助成金等の交付申請書類作成における行政書士報酬の自主規制について

昨今の世界的金融危機による景気悪化の経済情勢を踏まえ、中小企業事業者等への支援施策として、政府が緊急経済対策を策定するとともに、各省庁が対象事業者向けに所管制度に関する助成金及び補助金（以下、「助成金等」という。）の交付を実施しております。

事業者は、事業経営継続に必要となる助成金等の交付を受けるにあたり、法定の交付申請書類を作成するとともに、関係省庁へ提出して審査を受ける必要があることから、助成金等の交付申請書類の作成を、行政書士に依頼するケースが増加している傾向があります。

各種助成金等は企業経営支援を目的としておりますが、当該交付申請の業務受託をした者が、交付が決定された事業者に対して、交付金額の5割近い高額の報酬を要求した事案も発生しているとの一部情報も寄せられ、報酬自由化の側面と比較しましても、支援事業の趣旨に反する行為と捉えられてしまう危惧があります。

また、税金を財源とする助成金等の交付申請に関し、高額の報酬を請求することは、“国民に身近な法律家”を標榜し、“国民と行政に信頼される行政書士”を目指す、我々行政書士の存在意義にも反するものでもあります。

つきましては、各事業者より当該業務依頼がなされ受託・遂行した場合の報酬は、助成金等制度の目的・趣旨をご理解、ご勘案のうえ、決定・収受されるよう所属会員に対して周知徹底願います。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上